

運 営 規 程

訪問リハビリテーション・センター清雅苑

Regulation of Home Rehabilitation

(運営規程の主旨)

第1条 社会医療法人 寿量会が開設する訪問リハビリテーションセンター清雅苑(以下「本事業所」という。)において実施する訪問リハビリテーションおよび介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業目的)

第2条 本事業所は、その利用者が可能な限りその居宅や地域において、その有する能力を発揮し、自立した日常生活を営むことを支援するとともに、要介護状態の悪化に陥らない活動性の高い生活、生きがいある生活が送れるよう、リハビリテーションの専門的視点から、利用者やその家族を支援する。利用者の「生活の再建」と「QOL の向上」が目的である。

(運営の方針)

第3条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 訪問リハビリテーション(以下訪問リハビリという)の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 訪問リハビリの提供にあたっては、単なる機能訓練の出前ではなく、生きがいある活動的な生活を追求する。
- 3 常に質の高い訪問リハビリを提供する。
- 4 自らその提供する訪問リハビリの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 正当な理由なく訪問リハビリの提供を拒まない。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名 称 訪問リハビリテーションセンター清雅苑
- 2 所在地 熊本市北区山室6丁目8番1号
- 3 電話番号 096-345-8112 FAX096-345-8188

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 1 管理者 理学療法士 1名

管理者は、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の一元的な管理及び適切な訪問リハビリ提供のための従業者に対する必要な指揮命令を行う。

- 2 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を必要数配置する。
理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は指定訪問リハビリテーションの提供を行う。

- 3 事務職員 1名(兼務職員)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日 但し日曜、祝日及び12月30日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 月曜日から金曜日は8時30分～17時
土曜日は8時30分から12時20分までとする。

(指定訪問リハビリテーションの提供方法)

第7条 1 指定訪問リハビリテーションの提供開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定訪問リハビリテーションが適切な評価に基づき計画的に提供されるよう、専門的知識に基づきその説明や相談に応じるとともに、リハビリテーション計画書等の文書を示して、リハビリテーションの目的、具体的内容等の説明を行い、同意を得るものとする。

3 指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、指定訪問リハビリテーションの指示を出す医師と、実施上の注意点、リハビリテーションの内容について、また担当の介護支援専門員と居宅サービス計画上の目的、役割等について事前に確認、調整を行い、指示書及び居宅サービス計画に沿うよう、専門的な評価に基づきリハビリテーション計画を立案し、提供する。また指定訪問リハビリテーションの実施状況を定期的および報告が必要と判断したときに、指示書を出す主治医および介護支援専門員へ報告する。

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第8条 本事業所は専門的知識に基づき、医師の指示のもと以下のサービスを提供する。

- 1 障害・残存能力に基づいたADL、IADLの評価、指導、訓練
- 2 坐位姿勢や起居動作等の姿勢や基本動作の評価、指導、訓練
- 3 移動動作の評価、指導、訓練
- 4 QOL向上の為の支援
- 5 福祉用具の選定、評価、適合、指導
- 6 住宅改修案の立案、改修前後の動作指導、その他環境整備に関する評価、指導、訓練。
- 7 家族への介護方法の指導
- 8 廃用性症候群予防のための体操、生活指導、訓練など
- 9 その他、利用者の生活機能向上に必要と思われる評価、指導、訓練

(サービス提供の記録)

第9条 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定訪問リハビリテーションの提供内容に関わる必要な事項を記録する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、熊本市、合志市、菊池郡市とする。

(利用者負担の額)

第11条 1 事業の利用料は厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額によるものとする。ただし、法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合を掛けた額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した料金負担は求めない。

3 第1項の法定代理受領サービス以外の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第12条 利用者が正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わず要介護状態等の程度を重度化させたと認められるとき又は偽りや不正行為によって保険給付を受け又は受けようとしたときは市町村に対して通知するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第13条 1 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らさない。また、本事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第14条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して本事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することをしないものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 1 本事業所は、安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
2 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる理由による場合には、この限りではない。

(衛生管理)

第16条 1 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
2 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

(書面掲示等)

第17条 1 事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
2 インターネット上で情報が閲覧できるよう、法人のホームページ、情報公表システムに掲載し公表を行う。

(記録の整備)

第18条 指定訪問リハビリテーションに関する次の記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。
①主治の医師による指示の文書
②訪問リハビリテーション計画書
③提供した具体的なサービス内容の記録等
④市町村への通知に係る記録
⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
⑥身体拘束に関する記録

(虐待防止のための措置に関する事項)

第19条 本事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

- 1、従業員の対する虐待を防止するための研修の実施を行う。
- 2、虐待の防止のための対策検討委員会を設置し定期的開催を行い、その結果は従業員に周知徹底する。
- 3、本事業所では「虐待防止対策のための指針」を定め適正化の徹底を行う。
- 4、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5、その他虐待防止のために必要な措置を講ずる。

(身体拘束等)

第20条 本事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 1、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
- 2、身体拘束の適正化のための指針を定め適正化の徹底を図る。
- 3、従業員に対し、身体拘束等の適正化のために研修を定期的実施する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項)

第21条 本事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(新型コロナウイルス感染症等を含む)

- 1、本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2、本事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- 3、本事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第22条

- 1、本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画 BCP」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2、本事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3、本事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(従業員の就業環境の確保について～パワハラ・セクハラ防止～)

第23条

本事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他)

第24条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人寿量会と事業所の管理者との協議にもとづいて定める。

附則

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。